

# 証券振替決済口座管理規定 新旧対照表

現 行	変 更 後
<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">証券振替決済口座管理規定</p> <p>（省略）</p> <p>（振替の申請）</p> <p>第6条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当組合に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>（省略）</p> <p><u>(3) 国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの</u></p> <p><u>(4) 一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの</u></p> <p><u>(5) 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの</u></p> <p><u>(6) 投信の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの(当組合の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)</u></p> <p><u>(7) 投信の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。)中の営業日において振替を行うもの(当組合の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)</u></p> <p><u>(8) 投信の償還日翌営業日において振替を行うもの(振替を行おうとする日の前営業日以前に当組合の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)</u></p> <p><u>(9) 投信の販社外振替(振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものを行います。)を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの</u></p>	<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">証券振替決済口座管理規定</p> <p>（同左）</p> <p>（振替の申請）</p> <p>第6条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当組合に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>（同左）</p> <p><u>( 削 除 )</u></p> <p><u>(3) 一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの</u></p> <p><u>(4) 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの</u></p> <p><u>(5) 投信の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの(当組合の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)</u></p> <p><u>(6) 投信の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。)中の営業日において振替を行うもの(当組合の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)</u></p> <p><u>(7) 投信の償還日翌営業日において振替を行うもの(振替を行おうとする日の前営業日以前に当組合の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)</u></p> <p><u>(8) 投信の販社外振替(振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものを行います。)を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの</u></p>

現 行

）（省略）

(10) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの

）（省略）

（解約等）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、有価証券を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該有価証券を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当組合からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

）（省略）

(5) お客さまが第21条に定めるこの規定の変更に同意しないとき

(6) お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出たとき

(7) お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

(8) やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき

）（省略）

（この規定の変更）

第21条 この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

変 更 後

）（同左）

(9) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの

）（同左）

（解約等）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、有価証券を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該有価証券を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当組合からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

）（同左）

（ 削 除 ）

(5) お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出たとき

(6) お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

(7) やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき

）（同左）

（この規定の変更）

第21条 この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。

現 行

附 則

- 1 この規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 この規定は、平成28年1月1日から実施する。

( 新 設 )

変 更 後

附 則

- 1 この規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 この規定は、平成28年1月1日から実施する。
- 3 この規定は、令和2年4月1日から実施する。